

# 「身体障害者補助犬法」の課題

高柳 友子 (NPO法人日本介助犬アカデミー専務理事・医学博士)



## まだ認知されていない「補助犬」

昨年5月、「盲導犬・聴導犬・介助犬」の三種の犬を総称して「身体障害者補助犬」とし、その使用者の社会参加を促進する法律－「身体障害者補助犬法」(以下「補助犬法」)

が成立した。同年10月より施行されている。

これまで「盲導犬」は50年以上の歴史を持ち、道路交通法に位置づけられていたこともあって、旧厚生省や旧運輸省から同伴受入れを促進する旨の通知や通達が出されてきた。しかしながら法的拘束力がなく、また、通知・通達が出されて長い時間が経過していることから、その存在も知られていないのが現状で、900名以上になる「盲導犬使用者」は、未だに社会の様々な場面で、「犬はお断り」と同伴を断られているのが実態である。

対して、新しい分野である「聴導犬」と「介助犬」については、その存在すら社会に知られていない。

「聴導犬」は、聴覚障害者の耳の代わりとなってファックス音や携帯メール、呼び鈴やノック、目覚まし時計やお湯が沸いたことを知らせる。また、外出先で後ろから鳴らされた車のクラクションやじてんしゃ、自転車などの窓口に名前を呼ばれたことなどを知らせよう訓練されている。「聴導犬」と表示のある犬を連れていることで、周囲から聴覚障害者であることを理解してもらえるため、あらかじめ筆談で話しかけられたりするなど、コミュ

ニケーションの円滑化を図る役目も果たしている。「介助犬」は、手や足に障害のある肢体不自由者の日常生活動作を介助する。落としたり拾ったり、手の届かないものを手元に取り来たり、ドアや冷蔵庫を開閉したり、その中からものを取りだして渡したりする。電気やエレベーターのスイッチ操作、車いす操作の補助なども行い、障害者のニーズによっては、歩行介助やトランスファー(移動)の介助もする。「介助犬」だけは、肢体不自由という障害の幅の広さから、様々な役割を果たす犬があり、リハビリテーションの一環として、それぞれの障害者のニーズに従って、車いすのようにテーラーメイドされるのが特徴である。

## 障害者の生活の質を高める「介助犬」の受入れを

「聴導犬」、「介助犬」は法的位置づけがなく、社会的認知もない中でペット扱いされていたため、その存在が返って社会参加のハンディとなっていたのが現状であった。

このため我々医療従事者が中心となり、まず「介助犬」の有効性について調査研究を進めたところ、「介助犬」は手指や下肢の機能代償をし、障害者のQOL(生活の質)を高め、障害者自身の作業遂行能力を改善し、介護者の負担を軽減する有効性があることがわかった。これにより、自立と社会参加に効果があることも期待された。そのためにも、まず社会での受入体制を整備する必要があった。

## 「補助犬」の公的認定のための課題

また、98年からの調査により育成の実態としては、質の悪い訓練事業者により精神的・経済的被害に遭う障害者がいる実態も明らかとなった。

そこで、障害者が、安心して「介助犬」を新たな

自力手段として考慮し、育成を依頼し、そして  
安心していつでもどこにでも行ける社会を作る  
ために立案されたのが、「補助犬法」である。

同法の中では公的認定制度を確立し、その上  
で認定を受けた「補助犬」を、「同伴することを  
拒んではならない」という義務を社会に課して  
いる。2003年10月からは全ての施設で、  
「補助犬使用者」が認定を受けた「補助犬」を、  
「同伴することを拒んではならない」としている。  
「介助犬・聴導犬訓練事業」は、同法に伴う  
社会福祉法の改正で、第二種社会福祉事業に位置  
づけられて、届出制度が適用されるとともに、  
責任ある専門的な訓練が義務づけられている。

しかしながら、未だ認定を行う指定法人が  
「社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団」  
しかなく、訓練事業者の届出も徹底していない。  
「補助犬法」に則すことなく、訓練や「補助犬」

をうたう人も少なくないのが実態である。

## 「補助犬法」は障害者の人権に関わる問題

法律はスタートしたばかりである。この数年  
の内に、いかに多くの人に「補助犬法」の存在  
を知ってもらえるかが、「補助犬」の今後を左右  
すると考えている。「補助犬法」は犬の法律では  
なく、障害者自身の人権に関わる問題であること  
を理解していただくことが重要である。

### 用語解説

#### 【エンパワメント】

差別など社会的抑圧等により弱者の立場に立  
たされてきた個人が、その内在する能力、  
行動力、自己決定力を取り戻すこと。

#### 【ピアカウンセラー】

同じ職業や障害を持っているなど、同じ  
仲間同士の立場でカウンセリングを行う人。